

【第七二回例会報告】

「社会的・共ニ競演的でひろい悟り」

へのアプローチ

— 小学校教育史、国語科教育史との係わりから —

高木 史人

穂積さん（穂積忠。当時の伊東女学校長―筆者注）の帰ったあと、学徒出陣のことに話題が移って行った。／つい昨日まで、学生の柔弱さを非難していた為政者が、学徒を総動員する時には、掌を返すように若者に期待するか、日本の運命は君達の双肩にかかっているとかおだて上げている。現代の日本には、ひとかけらの道義も残っていない気がする、と私が憤慨すると、／「大きな声で戦争を賛美している人達は、みんな戦争へ行かない連中だからね」と、ぼつんと言って、「ほくだつてそうだけれど」と苦笑された。／「この間、熟の教授会で、学術論文にまで圧力がかかるようになった現在、われわれはどういう態度をとったらいいか、という問題が経済学部から出た。その時、若い助手や講師のひとたちが、研究はすてません。象牙の塔にこもりまふ、と発言していた。若い人は信頼できると思ったね」／と言って、急に、／「君もいつまでもなまけていけないで、本を一冊まとめたきやいけない」と、厳しい顔をされた。

（加藤守雄「わが師 折口信夫」一九六七年、文藝春秋刊。一九四三年一月伊豆旅行における加藤と折口との会話）

一、「伝統文化」教育への道程

二〇一六年一月三日の第七二回研究例会（於・関西福祉科学大学）は二三名の参加者を得て行われた。タイトルは「現在の学校教育における「伝統文化」教育の位相を問う―教科書教材・授業実践の事例などを通して―」である。タイトルなどは、本誌巻末の彙報に紹介されようから、参照されたい。

日本口承文芸学会や日本昔話学会は今までも口承文芸と教育、昔話と教育等のテーマのシンポジウムを企画してきた。今回も、その一つの流れとしてあることに変わりはない。ないのだが、それを取り巻く状況が変わったように思う。それは、一つの法が変わると現実が変わることに起因する。二〇〇六年改正の教育基本法の（教育の目的）第二条教育の目標の第五項に「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が加わった。基本法が変わると小さな法や規則が次々と変わる（この事例は憲法始め大きな法が変わるとその下にある関連法が次々と矛盾のないようにみぎに做うのだと教えてくれる）。二〇〇七年の学校教育法、二〇〇八年の学習指導要領がみぎに做い、続いて文部科学省検定の教科用図書がみぎに做った。

国語科では新たな事項として（伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項）が立てられた（二〇一七年改定の同要領では

この項目はなくなつたが、内容したいは残つている。小学校校習指導要領では、国語科の第一・第二学年で「昔話や神話・伝承などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合つたりすること」を指導するように求めている。そうするとその翌年の教科用図書において、昔話教材及びその教師用教科指導書における解説が若干の補強をされたこと等は以前に書いた。

この背景をちよつとだけ補強して述べる。

かつて日本の小学校教育は、どのような教育の目標を立ててきたか。たとえば明治、初頭には、「第二章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス」〔学制〕一八七二年、文部省布達第一三号別冊)、「第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其ノ学科ヲ讀書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス」〔教育令〕一八七九年、太政官布告第四〇号)、「第三条 小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ授クル所トス」〔教育令改正〕一八八五年、太政官布告第二三三号)と「普通ノ教育」を授ける場所だと規定されていた。ちなみに、科目の中が「修身」が見えるけれども、「小学教則」(一八七二年、文部省布達番外)の第二章には「修身口授」とあり、そこに「ギヨウギノサトシ」と仮名が振られており、その内容は「民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師ノ口ツカラ縷々之ヲ説論ス」とある。それはたとえば、一九三〇年代から四〇年代にかけて児童だった世代が教育された内容とはかなりの懸隔があった。「修身」にもそれなりの経緯があつたことは、いまここの道徳の正式教科化の今

後の動向を測るためにも我々は理解しておきたい。

話を元に戻す。その後、それが「第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」〔小学校令〕一八九〇年、勅令第二一五号)、「第一条 小学校ニ於テハ小学校令第一条ノ趣旨ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシノ徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキアリ故ニ何レノ教科目ニ道徳教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」〔小学校教則大綱〕一八九一年、文部省令第一一号)、「第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」〔小学校令改正〕一九〇〇年、勅令第三四四号)、「第一条 小学校ニ於テハ小学校令第一条ノ趣旨ヲ遵守シテ児童ヲ教育スヘシノ道徳教育及国民教育ニ関連セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」〔小学校令施行規則〕一九〇〇年、文部省令第一四号)とあるように、「道徳教育」と「国民教育」とが言挙げされてくる。ちなみに、一九〇〇年の小学校令改正により、国語科が出立し、その中に「話シ方」が現れて、それが昔話の語り手に大きく作用しただろうことは、かつて少しく述べた。その後の尋常小学校等以後、みぎの変化は小休止の態となる。

次に大きな変化が現れるのは、日中戦争が長引く一九四一年三月の「小学校令改正」いわゆる国民学校令である。

「第一条 国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施

シ国民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」(「小学校令改正」一九四一年、勅令第一四八号)と「皇国ノ道」に基づく教育が志向される。そうして、新たな教科として「国民科」が設けられる(「国民科」は「修身」「国語」「国史」「地理」に分けられる)。その細則として「第一条 国民学校ニ於テハ国民学校令第一条ノ趣旨ニ基キ前記事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ」(「小学校令施行規則改正」一九四一年、文部省令第四号)が出される。その第一条には全部で一〇項の項目が立てられた。第一項では「教育ニ関スル勅語ノ趣旨ヲ奉体シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ」と、教育勅語の趣旨を尊重するように定めているが、いまこの状況との関連で見落とせないのは、じつは第三項である。

「我が国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亜及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ導キ大国民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ」。

もう、お分かりだと思いが、ここに再掲して並べてみよう。

「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養ふこと」。

文言は異なるけれども、構文は酷似している。これが現行の教育の目標の第五項の淵源だといつてはよいだろう。

また、国語について見ると、第二節「教科及科目」中の第四条の末尾に「我が国語ノ特質ヲ知ラシメ国語ヲ尊重愛護スルノ

念ヲ培ヒ其ノ醇化ニカムルノ精神ヲ養フベシ」とあるのを、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」と比較するための補強材料としてここに掲げておこう。

したがってみぎの二つ物言いは、明治以後の教育史上では、わりと新しい時期の、しかも特殊な環境の中からの出自であり、「伝統」的でないものを引用していたと思う。

ついでに、その後国民学校がどのようになったかを見ておこう。一九四五年五月二三日、激しいアメリカ軍の空襲が東京の山の手を襲う前日に、「戦時教育令」が出された。ここでは「第一条 学徒ハ尽忠以テ国運ヲ双肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル業務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ知能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本文トスヘシ」(「戦時教育令」一九四五年五月、勅令第三二〇号)と、「学徒」の双肩に国運が乗っている。学徒は、国民学校の児童を含めて学徒であろう。第三条では「食料増産、軍需生産、防空防衛、重要研究等戦時ニ緊要ナル業務」や「戦時ニ緊要ナル教育訓練」のために「学徒隊」を組織化するようにと示されている。また、第五条では「戦時ニ際シ特ニ必要アルトキハ学徒ニシテ徴集、招集等ノ事由ニ因リ軍人(中略)ト為リ」³⁾「死亡」「傷痕」した者は正規の手段によらずに卒業できるとある(「戦時教育令」は、国民学校よりも上の学校を主な対象に想起しがちであるけれども、注3文献では「小学校」の章に掲出されていた)。国民学校令と戦時教育令との時間的な隔たりがそれほどないことには注意を要しよう。

さて、今回のシンポジウムでは、それぞれの研究者が、それぞれの守備範囲から材料を持ち寄って、いまこの「伝統文化」教材のあり方を、ただ批判するだけではなくどのように有効に使いこなすことができるかを考えたかった。制度的現実を外から論うのは容易だが、内から（よい意味で）「忖度」するのは難しい。ここでは、それをしたかった。

二、シンポジウムの概要と個々の感想と

シンポジウムの概要については、当日の出席者の一人がブログで詳述していた。非会員の手になるものであり、また匿名のブログであり、本人の承諾を得ていないので、実名での紹介は控えるけれども、ここにブログの名称と掲載の日付とを使用介しておく（ブログ「児童文学と音楽の散歩道」(ブログ <https://blogs.yahoo.co.jp/izumbun>)。二〇一六年一月一六日―二八日まで六回に分けての掲載）。

したがって、パネリスト及びコメンテーターの概要は、概ねみぎに抛られたい。

ここでは、我が感想を思いつくままに述べる。

(その一、クールダウンの必要とバランスと)

「伝統文化」教育を取り上げるに際して自戒も込めて注意し

ておかなければならないのは、熱くならないことだろう。今回もその役割を矢野敬一氏が果たした。今回も、というのは、二〇一一年七月二三日に行われた第六一回研究例会(於・白百合女子大学)でのシンポジウム「語りの実践と「つながり」の創出―まちづくり・記憶・文化資源―」のことが想起されるからだ。あの年は、三月に大震災と原発事故とがあり、春の日程を変更してのシンポジウムとなった。参加者が極めて少なく寂しい会だったが、フロアーの一人だった兵藤裕己氏がおもしろいじゃないかと休憩時間に述べていたのを思い出す。新潟県村上市のまちづくりを取り上げた矢野氏は、村上市の町並みの復元(まちの変化)を取り上げて、村上市の景観と内実との変化はゆつくりとだが、確実に見られる。それと、今次の大震災の一瞬の変化とは、原因や背景は異なるけれども、変化しているという一点においていささかの変わりもない、むしろ、平生の変化を織り込んで、冷静に事態を考えていかななくてはならないという積極的な発言だと感じられた。どのような突発的な事態にも、冷静を失わずうろたえずに考究をする研究者の姿勢を矢野氏は示そうとしていたのではなかったらうか。

今回のシンポジウムでも矢野氏は新潟県村上市の鮭漁、鮭文化を小学校で「伝統文化」教育として取り上げた事例を紹介しつつ、私にクールダウンを迫ったと思う。

矢野氏は、教育の中で「伝統文化」をどれほど言挙げしよう

とも、児童が受け入れなければ実際の影響は限定的ではないかという実例を、たとえば鮭を解体して料理する授業で児童が「気持ち悪い」と感じたことなどを通して示した。

このようなクールダウンは、矢野氏に限らず、立石展大氏や当日都合で紙面参加となった久保華誉氏の冷静な日本の教科書における外国昔話教材の背景を分析する発表にも現れていたと思う。

その上で、伊藤利明氏の二宮尊徳説話の問題は、クールに成りきれないのではないかとの問題提起だと感じた。共同研究の醍醐味は、このような全体としてのバランスにあると思った。

コメンテーターの生野金三氏は、「大きな かぶ」の授業現場における実際を分析された。累積譚、笑話のはずが、協力の大切さを語る美談に変身している。

(その二、恋愛禁止)

当日、なるほど得心したのはコメンテーターの葛尾和宏氏の意見だった。たとえば私は教科書に収録された昔話教材の中に本格昔話就中異類婚姻譚が少なく、笑話に傾斜していると述べて、昔話研究の成果を反映していないと説いたのに対して、中世説話文学を研究し、教科書の古典文学教材を授業していた葛尾氏は、そもそも国語科教育の教材で恋愛は禁忌事項だと述べた。

シンポジウム終了後、大阪の鶴橋にて懇親会を開いたのだが、そこでは(学会の懇親会という名称は不適切で、これは大会や研

究例会の延長の研究情報交換会と呼ぶべきだといつも思う)、『源氏物語』では、若紫の北山の垣間見が高等学校の定番の古文教材となるのだが、光の視線は、絶えず子ども若紫と尼の老女とに注がれて、成人女性には向いていない。だからこそ、教科書教材として長年取り上げられてきたのではないかとの解説まで飛び出した。人間と人間以外の動物とが添い遂げようとする異類婚姻譚は、「鶴の恩返し」は認められてもそれ以外はない。しかも、「鶴の恩返し」という題名は恩返し⇨報恩を要旨とするようであり、それは決して「鶴女房」という異類婚姻⇨婚姻という要旨ではないという理解なのだと思わされた(昔話研究では「鶴女房」の方が本来的な話型名として認識されている)。かつて中学校で木下順二の「夕鶴」の授業をした思い出があるけれども、教室でのあの教材は、農民の財を搾取する商人の存在と貨幣経済に飲み込まれていく与ひよりの姿とを見て、男女のつながり⇨婚姻という要素は、やはりその影に隠れていたかと思う。これを要するに、昔話教材も他の教材と一連の繋がりを持たされて教科書に配列されていることへの気づきであった。

(その三、私たちの発信力)

当日、フロアーから会員として長く活動している六渡邦昭氏が発言をした。現在、フジバンのホームページ内で「民話の部屋」(ホームページ <http://minwa.fujipan.co.jp/>)を担当している六渡氏からは、このシンポジウムで問題にされていることがらを含め

て「民話の部屋」等から発信できないか、との発言があった。

研究者というメディアをどのように生き抜くのかという自らの覚悟を問われた思いがする。これは学会会員一人一人が考えなければならぬ問題だと、ここに問題登録をしておく。

たとえば、当日私を取り上げた小学生用国語辞典の比較（五種の国語辞典を「語る」「話す」「聞く」等の動詞及び「昔話」「童話」「伝説」「民話」「神話」「伝承」等の名詞を並べて比較）では、「語る」＝「話」であり、「昔話」＝「童話、伝説、民話」である記述を、国語辞典は世間一般の使われ方から帰納しているからしかたないとみることもできるのかも知れないが、それならば我々の使い方は何なのかと自らを問う機縁にしたい。私はいったいどういう言葉の操り手なのだろう。私は社会に向けて発信力のない研究者でよいものか。

（その四、新しい会員の活躍）

二〇一六年一〇月に日本女子大学で開かれた日本児童文学学会大会に参加したときに初めてお会いした広島大学大学院生の黒川麻実氏が、新たに当学会会員に入会し、研究例会に参加してくれたことも大いに刺激になった。黒川氏は、光村図書出版の『国語 三下』所収の韓国の昔話「三年とうげ」（李錦玉 作）という教材を分析した論文を発表している。それによると、「三年とうげ」の昔話は、日本の三年坂伝説が朝鮮総督府によって国語教材として持ち込まれたものが、韓国の昔話だと認識されるようにな

り、韓国で再話化、教材化されたものが、さらに日本に逆輸入された可能性が高いという。近代における教科書を媒介した伝説の昔話化、そして伝播論として興味深い。このような新しい研究者にめぐり合えるのは、学会という「場」のよさだろう。

注

（1）高木史人「小学校国語・昔話教材の指導法へ 覚書」（『人文科学研究』第九二号、二〇一三年、名古屋経済大学人文科学研究会刊）

（2）高木史人「昔話の語り手の一九〇〇年―「数百話クラス」の語り手の誕生―」（『口承文芸研究』第一八号、一九九五年、日本口承文芸学会刊）

（3）これらの条文の引用は、増淵恒吉責任編集『国語教育史資料 第五巻 教育課程史』一九八一年、東京法令出版刊）に拠った。ただし、漢字は新字に改めた。

（4）黒川麻実「民話「三年峠」の教材化をめぐる史的考察」、植民地朝鮮・日本・韓国の通時的検討を通して」（『国語科教育』第七九号、二〇一六年、全国大学国語教育学会刊。黒川麻実「民話」教材と国語教科書を巡る問題の検討」（二〇一六年、『広島大学大学院教育学研究科紀要 第一部（学習開発関連領域）』第六五号、広島大学大学院教育学研究科刊）など。

本研究は、科研JSPS（16K03243）の研究成果の一部である。

（たかぎ・ふみと／関西福祉科学大学）